

会員各位

会則の変更に関して、理事会で議論を進めております。その状況について会員の皆さまに情報を提供いたします。是非、ご意見をお寄せください。

変更を検討している箇所は第17条2で、「役員の任期」にかかる条項です。

「会長を除く理事及び監事の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げないが、最長4期8年間までとする」とあり、理事及び監事の任期は最長8年間とする規定となっております。理事会ではこの最長8年間という任期規定を削除する方向で議論を進めております。したがって、変更案は「会長を除く理事及び監事の任期は2年間とし、再任を妨げない」ということとなります。

学会発足、会則作成にあたって、8年間という任期規定を定めた経緯を説明いたします。任期を8年とした理由は、理事等役員が長期間にわたって固定することは運営や発想の柔軟さを失い、会の発展を妨げるリスクをもたらすということです。当時、8年という期間は長く感じられ、8年経てば会員数も増え、財政的にも自立・安定した運営が行えているだろうという希望的観測もありました。就任した理事の多くも学会設立と安定化が自分たちの役割であると認識しておりました。

今年度、第8回大会が盛岡で開催され、平成30年秋で設立から8年間が経過することになります。普通会员数は平成29年3月で370名になりましたが、未だ安定して学会を運営できる状況にはありません。われわれ理事の力不足と言わざるを得ません。これまでも漸次、理事の交代は行って参りましたが、学会発足時の理事・監事も10名余残っております。各県、各職種ごとに理事に就任していただける方を探していますが、苦勞しているというのが現状です。このまま、任期8年の規定で運営を続けると、理事数が減少し、理事会の機能に支障を来すおそれもあると懸念されます。

このような状況を踏まえ、理事会として上記のような会則変更を提案したいと考えております。理事・監事の任期について、「長期化、固定化することを避け、学会運営の柔軟性、現実性、先進性を活性化する」という理念は堅持するという認識を理事会で共有しており、役職に執着する者はいないことを附言いたします。

この事案については、平成29年7月の理事会でさらに議論を深め、10月に開催される総会に提案したいと考えております。会員の皆さまのご意見をお待ちしております。事務局あて、メール、ファクシミリ等でお寄せください。

平成29年6月

東北精神保健福祉学会
会長 田崎博一